

のぞみ幼稚園 重要事項説明書

1. 施設の名称および所在地

(名 称) のぞみ幼稚園
 (設置者) 学校法人のぞみ学園
 (所在地) 香川県高松市屋島中町30番地

2. 施設の目的および運営の方針

この幼稚園は、教育基本法及び学校教育法に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として運営する。

子ども時代は、人間の一生のなかで、一番、幸せを感じることができる時代です。子ども時代をいかに生き生きと生きたかということが、大人になった時のがんばれる力になります。そのために、当園は、子どもたちが生き生きと生活できる場を提供します。

子どもの心はひとりひとり違います。ですから、当園では、保育者は交代制ではなく、クラスの担任がひとりひとりの子どもの心に寄り添って、その心の成長を見守り育てます。当園で行う幼児教育は、保護者の代わりに子どもを預かっているだけではなく、幼児期にふさわしい教育を行い、子どもの力を伸ばすためのものです。

3. 提供する教育の内容

提供する教育の内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現等とする。

4. 教育を行う時間および預かり保育等

保育時間は、午前9時30分から午後1時30分までとする。ただし、夏季、冬季および春季休業の前後1週間程度は午前保育とする。

この幼稚園は、家庭での保育に欠ける園児および一時預かりを必要とする園児に対して、保育時間終了後および長期休業日等に預かり保育を実施する。

- ・預かり保育は17時45分までとする。長期休業日等の開始時刻は8時とする。
- ・利用料金については、別表1に記載する。

5. 休業日

本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月21日から1月6日まで
- (5) 春季休業 3月24日から4月6日まで
- (6) その他園長が必要と認めた日

6. 保育期、教育週数

(1) 本園では、1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

(2) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下らないものとする。

7. 職員の職種、員数、及び職務の内容

本園の教職員組織は、次のとおりとする。

園長	1名	園医	1名
副園長	1名	園歯科医	1名
教頭	1名	園薬剤師	1名

教諭 12名程度とする。

また、必要に応じ補助教員を配置する。

※ 上記の教職員の職務の内容は、関係法令の定めるところとする。

8. 納入する費用等

(1) 保育料については「子ども・子育て支援法」の定めるところにより徴収しない。

(2) 保育料の上乗せ徴収として、次の金額を徴収する。

・新入園児特別教育充実費 30,000円（初年度のみ徴収/年額/入園手続き時に納入）

※ 入園初年度の園児は、特に手厚い対応が必要なため、更なる少人数によるクラス編成および補助教員の配置に係る費用

※ 新入園児特別教育充実費は利用の開始以降は、途中退園または休園する場合にあっても返金しない。

・教育充実費 5,000円（月額）

※ 少人数によるクラス編成および補助教員の配置に係る費用

(3) 実費徴収については別表2および3に記載する。

9. 利用定員

利用定員は、教育標準時間認定（1号認定）の子ども 120名とする。

10. 利用の開始に関する事項等

この幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

入園は、園長がこれを許可する。

入園希望者は、あらかじめ重要事項を記載した書面を熟読してから入園の希望を申出るものとする。

入園希望者は、所定の願書に所要事項を記入のうえ入園申込金を添えて、指定された期日

までに園長に提出する。

入園の許可を受けた者は、新入園児特別教育充実費を納めて入園手続きをする。

入園手続が利用開始日までに行なわれないときは、入園許可を取消すことがある。

入園希望者が申込締切日において利用定員の総数を超える場合については、当園から自宅までの直線距離が近い者を優先する。

その他入園に必要な手続きは、募集要項に明示する。

1.1. 利用の終了に関する事項等

当園の利用子どもが次のいずれかに該当する時は、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

※ 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

園長は、園児が所定の全課程を修了したことを認めたときは、修了証書を授与する。

1.2. 緊急時における対応方法および非常災害対策

園児の安全の確保を図るため、緊急時には必要に応じ次の機関と連携をとる。

高松北警察署 087-811-0110 高松東消防署 087-843-5119

高松市屋島出張所 087-841-6258 屋島総合病院 087-841-9141

長谷川内科循環器科医院 087-841-1555

園児の安全の確保を図るため、非常災害時には次のように対応する。

- ・常日頃から非常災害時の対応について教職員および園児に周知・確認するとともに、学期ごとに避難訓練等を行う。
- ・非常災害時の園児の引き渡しについて

当園への入園時、「緊急時引き取り者確認票」を提出いただき当園に保管する。保護者へは「園児引き取りカード」を配布し、緊急災害時には、事前に周知してある避難場所にて「園児引き取りカード」と引き換えに園児を保護者の元へ帰す。

1.3. 虐待の防止のための措置

当園の職員は、いかなる場合にあっても、児童に対し、児童福祉法第33条の10号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もすることはありません。

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

14. 要望・相談の受付

相談の受付窓口は、基本的に各クラスの担任とするが、内容に応じ、教頭、副園長、園長も受付に対応する。要望・相談を受理した者は、教頭、副園長、園長に報告し、園長を交え対応を協議する。受付は、口頭、文書、電話等による。

15. 保険に関する事項

学校の管理下における負傷又はそのことによって生じた疾病に対応するため、下記の傷害保険に加入している。

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付制度」

全日本私立幼稚園連合会団体加入による三井住友海上「JK保険」

16. 守秘義務および個人情報の取扱い

保護者の方から入手または当園での教育活動中に入手した個人情報は、当園での教育活動、幼稚園業務にのみ使用する。また、個人情報は、正当な理由が認められる場合を除き、第三者に提供しない。

別表1 預かり保育の利用料金について

保育の必要性の認定を受けた園児は1回450円とする。

上記以外の園児は、下記のとおりとする。

月ぎめ（8月以外） A. 標準コース（17：45まで）6,000円

B. 短時間コース（16：45まで）4,000円

※ 振替休園日、8月以外の夏季休業日、冬季休業日、春季休業日を含む。

区分を超過した場合は、1時間未満ごとに、1回200円を徴収。

8月の月ぎめ

C. 午前コース（11：45まで）2,000円 D. 午後コース（14：45まで）4,000円

E. 夕方コース（16：45まで）5,000円

F. 延長コース（17：45まで）6,000円

臨時（1日ごとの申込）

給食のある日 ~14：45無料 ~16：45 200円 ~17：45 300円

午前保育の日 ~11：45無料 ~13：45 200円 ~16：45 400円

~17：45 500円

休園日（振替休園日、夏季、冬季および春季休業日） 2時間までごとに200円

別表2 実費徴収について

入園申込金	2,000円	入園手続き事務に要する費用
給食費	4,900円	月額・8月は徴収しない
通園バス協力費	3,300円	月額・利用者のみ徴収・8月は徴収しない

※ また、保護者会の活動の費用として月額600円（令和2年度の金額）を保護者会が徴収しています。

別表3 入園時の用品代等の実費徴収について（価格は改訂される場合もあります）

通園帽子・給食用スマック・通園カバン等

通園帽子	1,800円程度	スマック（給食用）	2,260円程度
通園かばん	2,940円程度	運動用帽子（UVカット）	1,020円程度

文房具類

道具箱	480円程度	クレパス（16色）	590円程度
はさみ	550円程度	ねんど	320円程度
ねんどケース	310円程度	ねんどべら	210円程度
自由画帳	280円程度	カスタネット	220円程度
出席ノート	420円程度	連絡帳	80円程度
お知らせばさみ	430円程度	胸名札	130円程度
音楽帳（4・5歳児）	240円程度	ハーモニカ（4・5歳児）	1,450円程度
アルバム（5歳児）	2,260円程度		

※ 制服はありません。通園帽子、通園カバン、給食用スマックはおそろいの品ですが、通園帽子以外は前園で使っていた物等の使用も可。

※ その他、遠足費用等本園の利用に必要とされる費用については、実費徴収をする。

※ 11. の利用の終了に関する事項の第1項に記載された条項の内容

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 1 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 2 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 3 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの